

(別表1)

### 事業継続力強化支援計画

| 事業継続力強化支援事業の目標  |           |       |         |             |
|---|-----------|-------|---------|-------------|
| I. 現状   |           |       |         |             |
| (1) 地域の災害リスク  |           |       |         |             |
| 当町には町を二分する形で南北に貫流している今別川（2級河川）をはじめ、15の中小河川が扇の骨のように三厩湾にそそぎ、その流域部を中心に平地が展開している。   |           |       |         |             |
| 河川：今別川、長川、黒崎川<br>山岳：丸屋形岳、袴腰岳、四ツ滝山   |           |       |         |             |
| 洪水ハザードマップ   |           |       |         |             |
| 今別・村元・鍋田・大川平地区を流れる今別川の河川域の広範囲が浸水深3.0～5.0mの想定となっており、今別地区内にある河口から0.9km～1.5kmの範囲の河川域においては浸水深5.0m～10.0mの想定箇所も存在する。  |           |       |         |             |
| 津波浸水想定図   |           |       |         |             |
| 当町の津波浸水想定図によると、浜名・今別・村元・山崎・大泊・襲月・砂ヶ森・奥平部地区の三厩湾に接している海岸線は浸水深2.0～5.0m未満の想定となっている。   |           |       |         |             |
| 土砂災害ハザードマップ   |           |       |         |             |
| 当町の土砂災害ハザードマップによると17地域（浜名・西田・今別・村元・山崎・大泊・襲月・砂ヶ森・二股・与次郎沢・深沢・熊沢・村元・母沢・砥石・村元道添・赤根沢）において土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域に指定されている。  |           |       |         |             |
| 感染症   |           |       |         |             |
| 新型インフルエンザや新型のウイルス感染症はおおむね数十年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種により発症予防の効果はあるものの、新種株が発生する等今でも予断を許さない状況であり、全国的な感染の波による急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。当町民のワクチン接種率は11月28日現在、12歳以上（死者・転出者を除く）で1回目93.3%、2回目93.0%、3回目89.1%であり、現在は4回目接種者の増加を計画している。 |           |       |         |             |
| (2) 商工業者の状況   |           |       |         |             |
| ・商工業者数 151人 ※令和4年4月1日現在   |           |       |         |             |
| ・小規模事業者数 140人 ※令和4年4月1日現在   |           |       |         |             |
| 内訳  |           |       |         |             |
| 商工業者  |           | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（立地状況等）   |
| 商<br>工<br>業<br>者  | 建設業       | 37    | 35      | 町内に広く分散している |
|   | 製造業       | 5     | 4       | 町内に広く分散している |
|   | 卸売業・小売業   | 41    | 37      | 町内に広く分散している |
|   | 飲食業・宿泊業   | 14    | 14      | 町内に広く分散している |
|   | サービス業・その他 | 54    | 50      | 町内に広く分散している |

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・防災マニュアルの策定、防災情報の提供（当町HPに掲載）
- ・地域防災計画、津波避難計画、青森圏域5市町村国土強靭化地域計画の策定（当町HPに掲載）
- ・ハザードマップ策定（当町HPに掲載）
- ・今別町災害時要援護者避難支援全体計画の策定（当町HPに掲載）
- ・定期的な町内防災訓練の実施
- ・今別町地域防災計画に則り災害用物品の設置・備蓄

#### 2) 当会の取組

- ・災害時における防災キット等の備蓄
- ・マスク・消毒液・タオル等の衛生消耗品の備蓄
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険、東京海上日動火災保険㈱と連携したビジネス損害保険等への加入促進
- ・地域事業者向けBCPに関する各種施策の周知活動

## II. 課題

- ・自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、災害時における各機関の役割や連携についてマニュアル等が整備されていない。さらには、平時・緊急時の対応を実際に行うノウハウをもった人員が充分にいない。加えて、損害保険等に対する具体的な助言を行える商工会職員が不足している。
- ・また感染症対策において、地区事業者に対して予防接種の推奨や正しい手洗いや事業所内の換気、消毒等の推進、濃厚接触者等感染の疑いがある役員・従業員が事業所内に発生した場合の対応策の整備を促すとともに、感染拡大時に備えたマスク・消毒液・タオル等の衛生消耗品の備蓄、やむを得ない休業等へのリスクファイナンス対策として保険の必要性周知なども必要である。

## III. 目標

- ・地区内事業者に対し自然災害やウイルス感染症等がもたらす事業活動へのリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における緊急連絡・被害情報収集をスムーズに行うため、当会と当町との間における被害情報等報告体制を平時の内に構築する。
- ・発災後速やかに応急・復興支援策が行えるよう、また、感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を明文化する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

| 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間  |
|---|
| (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年 4月 1日～ 令和10年 3月 31日）  |
| (2) 事業継続力強化支援事業の内容  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。</li> </ul>  |
| <b>1. 事前の対策</b>   |
| 本計画と当町地域防災計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。  |
| 1) 地区内小規模事業者に対する災害リスクの周知  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な防災訓練等について指導及び助言を行う。</li> <li>・小規模事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。</li> <li>・巡回経営指導時にハザードマップ等を使いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器備品の固定等）や保険等対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。</li> <li>・町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。</li> <li>・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーの開催又は紹介、行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症は季節・天候・時流を問わず常に発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。</li> </ul> |
| 2) 商工会自身の事業継続計画の作成  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会を一事業所として捉えた場合の事業継続計画を作成する。（令和4年度作成）</li> </ul>  |
| 3) 関係団体等との連携  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・提携先の青森県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣依頼をし、地区内事業者を対象としたBCP定着セミナーや各種損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関しては、自然災害等と比べ収束時期が予測しにくいことから、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。</li> <li>・他団体等関係機関へのBCP普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。</li> </ul>   |
| 4) フォローアップ  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者の事業者BCP等の策定状況の確認。</li> <li>・（仮称）今別町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。</li> </ul>  |
| 5) 当該計画に係る訓練の実施   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害が発生したと想定し、当町との連絡手段の確認等を行う。</li> <li>・訓練に先立ち、災害発生時の職員分担を決めておく。</li> <li>・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする</li> </ul>   |

## 2. 発災後の対策

自然災害等発生時は、職員自身とその家族の安全確保・救助を第一とし、下記に則り町内の被害状況を調査・把握し、当町や青森県・青森県商工会連合会等の関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災時に応急対策を開始するには当会の事務局機能となる職員の確保や電力等のライフラインの確保、道路・鉄道等のインフラの保全が前提となる。当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、応急対策の実施可否を確認する。

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。  
(携帯電話・SNS・災害時連絡システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況等の大まかな被害状況を確認し、得た情報を当町と共有する)
- ・新型のウイルス感染症の国内感染者発生後には商工会職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒や職員の手指洗浄やうがい等口内洗浄の徹底を行う。

### 2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町の間で、地区内事業者に対しての応急支援の方針を決める。
- ・今別町地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。  
1：会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること  
2：災害時における物価安定についての協力に関すること  
3：災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること  
(被害状況の目安は以下を想定する)

|           |   |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の事業所で「建物の全壊・半壊」、「床上浸水」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において事業所と連絡が取れない、もしくは道路・鉄道等交通網が遮断され被害状況確認が出来ない。</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の事業所で、「事業所屋根が剥がれる」、「窓ガラスが割れる」、「一部什器備品が汚損・破損した」等比較的軽微な被害が発生している。</li></ul>   |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所に目立った被害がない。</li></ul>   |

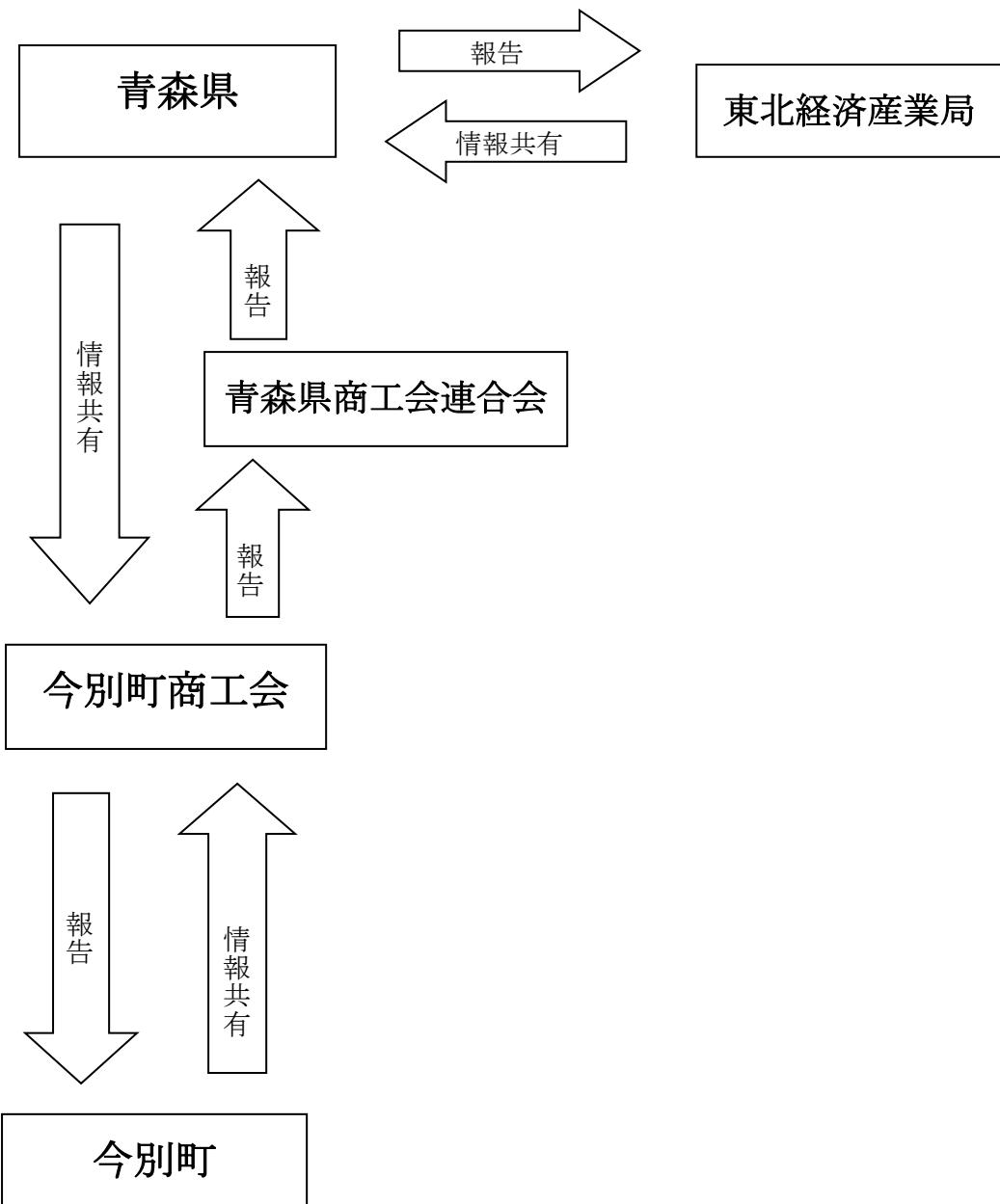
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

| 発災後からの期間 | 共有する頻度           |
|----------|------------------|
| 発災後～1週間  | 1日に2回(朝・夕目安)共有する |
| 1週間～1ヶ月  | 1日に1回(朝)共有する     |
| 1ヶ月～解除   | 4日に1回(朝)共有する     |

## 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握と報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度について決めておく。
- ・新型ウイルス等による感染症蔓延の場合、国や青森県等からの指針・情報に基づき当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・当会と当町が共有した災害における地区内の情報を青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。なお被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については予め確認した方法をもって行う。

(連絡体制図)



#### **4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- ・災害対策等相談窓口の開設方法については当町と相談し対応する。また、国や青森県等が実施する支援施策に従い、依頼があった場合は別個特別相談窓口を設置する。
- ・新型のウイルス等感染症の場合、事業活動に影響を受けるまたはその恐れがある地域内小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・相談窓口の設置に当たっては、職員や施設・該当地区の安全性が確認されたあと今別町商工会館において実施する。今別町商工会館が被災した場合、今別町と相談し代替施設での設置等協議する。
- ・地域内の小規模事業者等の被害状況の詳細を把握・確認する。
- ・有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・各種災害による被害・影響を受けた事業所に対し、事業継続に向けた諸課題を経営者と共有し、短期的・長期的な支援策を提言するなど地域内事業者に寄り添った伴走型支援を実施する。

#### **5. 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ・青森県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県及び青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに青森県に報告する

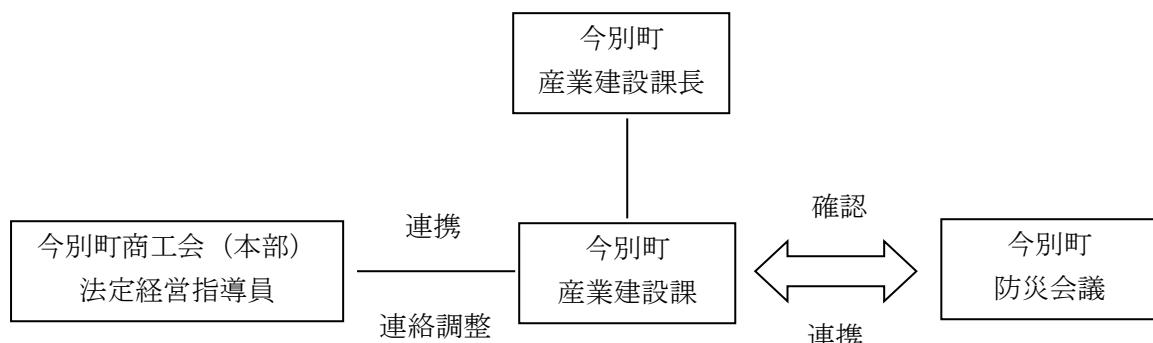
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 真土佑樹（連絡先は後述（3）①参照）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報と提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗状況確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会／商工会議所

今別町商工会

〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別45番地2

TEL: 0174-35-2014 / FAX: 0174-35-3918

E-Mail: imabetu@aomorishokoren.or.jp

- ②関係市町村

今別町役場産業建設課

〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167番地

TEL: 0174-35-2001 / FAX: 0174-35-2298

E-Mail: sangyo@town.imabetsu.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|            | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額    | 85    | 85    | 85    | 85    | 85    |
| ・専門家派遣費    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| ・協議会運営費    | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| ・セミナー開催費   | 60    | 60    | 60    | 60    | 60    |
| ・チラシ等作成費   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| ・防災・感染症対策費 | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 会費収入、事業収入、青森県補助金、今別町補助金 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。